

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 27 年 5 月 19 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
神奈川県監査委員職務執行者	古 沢 時 衛
同	岩 本 一 夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成 27 年 1 月 13 日（神奈川県公報定期第 2649 号）神奈川県監査委員公表第 1 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 1 箇所に係る 2 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立図書館	平成26年11月17日（平成26年9月10日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 支出事務において、委託費によるデザイン報酬 1 件（60,000 円）の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税（6,126 円）を源泉徴収していなかった。</p> <p>2 庶務事務において、非常勤職員の通勤手当の算定に誤りがあり、12 件、20,400 円が支給不足であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、委託費による報酬に係る所得税の源泉徴収について理解が不十分であったことによるものであり、未徴収の所得税相当額については、相手方から平成26年9月17日に返還され、同年10月10日に納付した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務の通勤手当については、平成26年9月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>